



福岡医発第 2150 号（地）

平成 25 年 12 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（ 公 印 省 略 ）

新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画書（日本医師会版）の
作成および活用について

今般、新型インフルエンザ等が発生した際に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条に基づいて、新型インフルエンザ等のワクチン接種を国民に先んじて行う「特定接種」に係る事前登録（医療機関対象分）が先行して始まる予定となり、また、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいては、特定接種の対象者に係る基準として、事業継続計画（診療継続計画）を策定していることと定められております。このことに鑑み、日本医師会ではこの診療継続計画書について、診療所でより使いやすいように日本医師会版（※下記 URL の「日本医師会作成版」からダウンロードしてご活用ください。）が作成された旨通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員に対する周知協力方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在、福岡県と本会においても協議を重ねており、国から正式な情報が提供され次第、詳細についてあらためてお知らせする予定であることを申し添えますとともに、新型インフルエンザ等の国内感染拡大期においては、標榜診療科にかかわらず新型インフルエンザ等の患者の治療にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

・ 日本医師会〈新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き〉

http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/001711.html

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ158) F

平成 25 年 12 月 5 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画書（日本医師会版）の作成
および活用について

去る 11 月 21 日に開催いたしました「都道府県医師会感染症危機管理担当理事連絡協議会」でご説明申し上げましたように、新型インフルエンザ等が発生した際に、新型インフルエンザ等のワクチン接種を国民に先んじて行う「特定接種」に係る事前登録（医療機関対象分）が、先行して始まる予定となっております。

新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、特定接種の対象者に係る基準として、事業継続計画（診療継続計画）を策定していることと定められており、日本医師会ではこの診療継続計画書について、診療所がより使いやすいように日本医師会版を作成しております。

つきましては、以下の URL の「日本医師会作成版」からダウンロードしてご活用くださいますよう、貴会管下会員に周知いただきたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/001711.html

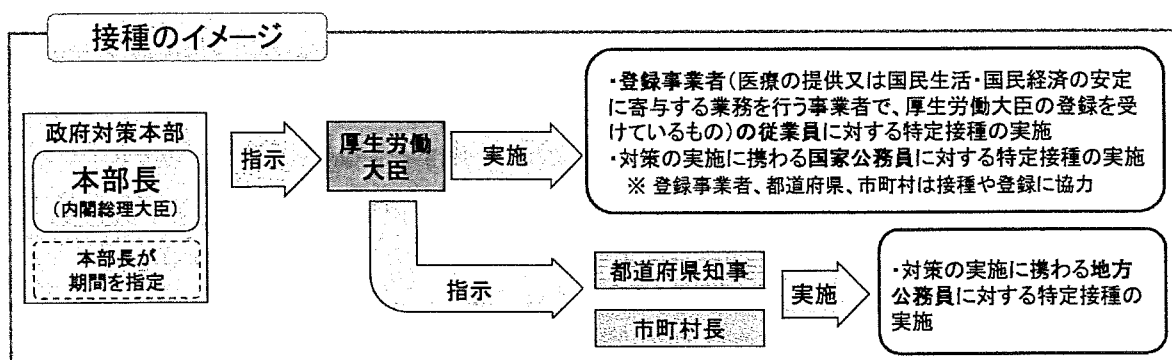
なお、新型インフルエンザ対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等の国内感染拡大期においては、標榜診療科に関わらず新型インフルエンザ等の患者の治療にご協力いただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

特定接種に関する 医療関係者の登録について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類型)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

特定接種に関する医療関係者の登録について

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※¹を登録することが想定されている。

○ このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※²を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※³について、年内に登録を開始する。

※¹ 100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※² ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

※³ 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。

第1群 病院、診療所

第2群 歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所

○ 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

医療関係者の登録の進め方

医療機関等のグループ分け

- 医療関係者から開始する登録については、迅速性を優先するため、接種医療機関の確保が不要な医療機関(第1群)の登録を行い、その後、接種医療機関の確保が必要な医療機関等(第2群)の登録を行う。

第1群 病院、診療所

第2群 歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所

- 新型インフルエンザ等医療型(A-1)と重大・緊急医療型(A-2)の両方の機能を有する医療機関は、A-1類型に該当するものとして登録する。

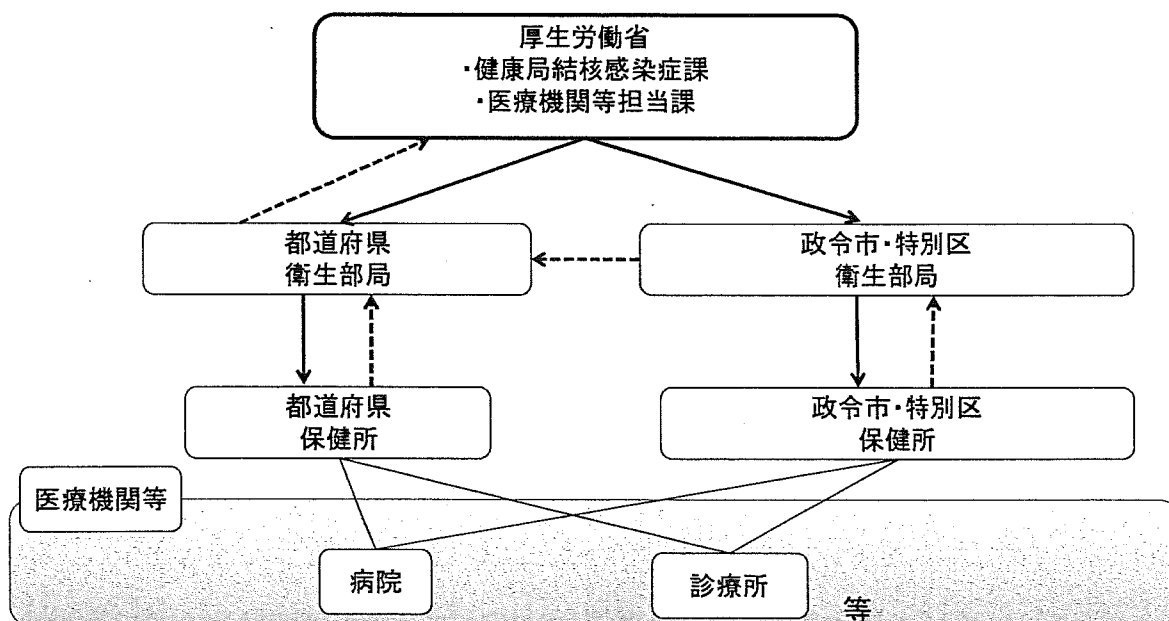
都道府県等を通じた登録

- 厚生労働省・都道府県等は、申請の期限を医療機関等の施設区分ごと段階的に設定する。
- 医療機関等は、記載に関する手引きに従い所定の申請書に記載し、保健所へ申請する。
- 政令市・特別区は、医療機関等からの申請をとりまとめて都道府県に対して報告し、都道府県はそれらを集約の上、厚生労働省に対して報告する。
- 厚生労働省は、都道府県のとりまとめた申請報告を受け、医療関係者の登録を行う。
- 歯科診療所については、原則的に郡市区歯科医師会から推薦を得た歯科診療所が申請する。

医療関係者の申請のイメージ

——→ 登録依頼

-----→ 登録申請



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

医療関係者の登録スケジュール

11月20日	都道府県等説明会の開催
12月初旬	告示・登録に関する実施要領の発出 都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知
1月中	厚生労働省への申請(病院)
2月中	厚生労働省への申請(診療所)
3月中(予定)	厚生労働省への申請 (歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所)
26年度中	Webシステムによる登録の開始

記載例

(申請年月日) 平成25年12月20日

特定接種登録申請書(案)

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

本記載例の場合は、神奈川県に提出します。

申請者
ふりがな かぶしきがいしゃこうせいやっきょく
事業者名 医療法人厚生会
ふりがな やまだたろう
代表者の氏名 山田太郎
郵便番号 470-3231
所在地 東京都 千代田区森が岡1丁目2番2号
電話番号 03-1111-2222
E-mail アドレス kousei@kusuri.co.jp

申請年月日を和暦で記載してください。

法人名を記載してください。

市町村以下を記載してください。

都道府県をリストより選択してください。

電話番号、E-mailは半角英数字でご記入ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。

法人化していない個人事業主の場合、事業者名と同一となります。

設立区分	①民間	施設区分	②診療所(歯科を除く)	歯科診療所が所属する 都市区歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療 所を選択した場合のみ 記載
ふりがな	いんふるえんざよぼうしんりょうしょ				
事業所名	インフルエンザ予防診療所				
所在地	郵便番号 222-3232	神奈川県 川崎市川崎区1丁目2番3号 新型ビル3階			
電話番号	042-1111-1111	E-mail アドレス	influ@clinic.co.jp		
登録対象業種	①新型インフルエンザ等医療提供 を行う事業	業務継続計画を作成 していること	○		
登録対象業務の従業者数(人)	7	うち申請事業者の 従業者数(人)	5	うち外部事業者の 従業者数(人)	2

市町村以下を記載してください。

電話番号は、半角及びハイフンで記入ください。また、市外

E-mailは、半角英数字で記入ください。

プルダウン形式です。リストより選択してください。

自動計算されますので、ここには何も記載しないでください

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号				
	都道府県を選択				
電話番号			E-mail アドレス		

自事業所で接種を実施するため記載していません。

特定接種の接種体制に関する覚書（案）

（株）〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と医療法人〇〇〇〇
代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置
法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種
体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28
条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（平成 25 年厚生労働
省告示第〇号）の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行う
こと。

以 上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1
通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役
〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者
〇 〇 〇 〇

特定接種（医療分野）の登録要領（案）

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第〇号。以下「登録手続告示」という。）に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録対象となり得る事業者は、以下の 2 つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第〇号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添 1 の表の「事業の種類の細目」で記載された事業（以下「医療提供事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 業務継続計画※（診療継続計画）を作成していること。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

なお、登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第 4 条第 3 項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意すること。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添 1 の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録するものとする。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に当たり、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うにあたり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録事業者と同様に、特定接種登録申請書（別添 2。以下「登録申請書」という。）を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとする。（法第 28 条第 1 号に基づく登録とは異なる性格のものである。）

3 登録及び報告の周知

厚生労働省は、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。）の協力を得ながら、特定接種の登録対象となり得る事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても同様とする。

4 登録及び報告方法

本要領に基づき、厚生労働省に登録又は報告する場合においては、登録申請書を都道府県等から配布（ホームページからダウンロード等の方法による）を行い、登録対象となり得る事業者は登録申請書に必要事項を記載の上、事業所が所在する都道府県にE-mailで提出する。登録申請書はエクセルシートとなっており、これに入力したものの提出を受けた都道府県は、その登録申請内容を確認した上で、とりまとめ、厚生労働省に提出する。また、やむを得ない理由により、登録申請書のダウンロード等及びE-mailでの提出ができない事業者に対しては、都道府県が紙での配布及び受付を行う。都道府県は、紙で受け付けた登録申請書をエクセルシートに転記し、とりまとめたものを、E-mailで厚生労働省に提出する。

なお、新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、各都市区歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出する。

厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、当該事業者の登録申請内容について、申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に登録を行う。なお、登録申請内容に疑義がある場合には、都道府県等を経由し、必要に応じて当該申請事業者に対して登録対象業務の従事者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととする。

5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

（申請者情報）

事業者名

代表者の氏名

郵便番号

所在地

電話番号

E-mail アドレス

(事業所情報)

設立区分

施設区分

歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名（歯科診療所のみ記載）

事業所名

郵便番号

所在地

電話番号

E-mail アドレス

事業の種類

業務継続計画（診療継続計画）を作成していること

登録対象業務の従業者数

うち申請事業者の従業者数

うち外部事業者の従業員数

(接種実施医療機関情報)

医療機関名

郵便番号

所在地

電話番号

E-mail アドレス

登録事項の記載に関する詳細は、別途定めることとするが、登録事項に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

(業務継続計画)

登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）において

も業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとする。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

（接種実施医療機関）

病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

（常勤換算）

登録すべき従業者数については、常勤換算したものとする。

（外部事業者の考え方）

登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者（登録対象業務の継続に必要な外部事業者をいう。）の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業員は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に基づく登録を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業員とは、区別して対象者数を報告・登録することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。（公表をもって連絡したものとする。）

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。平成26年度中に稼働予定のWebシステムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する予定である。

8 登録の変更及び廃業の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）及び廃業等があった場合の届出は、Webシステムが稼働した以降（平成26年度中予定）に受け付ける予定である。このため、登録事項は平成26年度中まで基本的に変更のないものを登録すること。

9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録事業者の対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

特定接種(医療分野)の登録対象者に関する基準

特定接種(医療分野)の登録対象者に関する基準は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第〇号)において定められた基準のうち、以下の表のとおりである。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務
重大緊急医療提供を行う事業	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

(申請年月日) 平成 年 月 日

(別添2)

特定接種登録申請書(案)

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

申請者

ふりがな

事業者名

ふりがな

代表者の氏名

所在地

郵便番号

-

都道府県を選択

電話番号

-

-

E-mail アドレス

@

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。

設立区分	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	歯科診療所が所属する 市区歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな					
事業所名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	-	E-mail アドレス	@	
事業の種類	事業の種類を選択		業務継続計画を作成 していること	作成している場合は丸印を選択して下さい	
登録対象業務の従業者数(人)	0	うち申請事業者の 従業者数(人)		うち外部事業者の 従業者数(人)	

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	-	E-mail アドレス	@	

特定接種の接種体制に関する覚書（案）

（株）〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第〇号）の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以 上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
 代表取締役

〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
 代表者

〇 〇 〇 〇

特定接種登録申請書の記載に関する手引き（案）

本手引きは、特定接種（医療分野）の登録要領（健発○第○号平成 25 年○月○日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。）に基づき、医療提供事業を行う事業者の登録申請書の記載に係る留意事項等について定めるものである。なお、本手引きで用いる略語（例えば、「医療提供事業」など。）については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書を記載するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。

登録申請書はエクセルシートとなっており、原則的にこれに入力したものを E-mail で提出すること。ただし、やむを得ない理由により、E-mail で提出できない場合のみ、都道府県は紙での提出を認める。この場合、都道府県は、紙で受け付けた申請書をエクセルシートに転記し、とりまとめたものを厚生労働省に提出する。

登録申請書は記載内容を自動集計できるようプログラムされているため、シート名の変更、行・列の挿入・削除など様式の変更は絶対に行わないこと。

登録申請書のエクセルは、Microsoft Excel 2003 以降のバージョンを使用すること。

1 申請者（事業者）情報

（申請年月日）

和暦かつ半角数字で記載する。平成の文字は削除しないこと。

（事業者名）

法人名、商号については、開設届等と一致させること。法人種別については株式会社○、公益財団法人△△など、省略せず記載すること。（株）や（公財）は用いない。

なお、国が開設している場合は、開設した省庁名、地方公共団体が開設している場合は、都道府県名、市区町村名を記載する。

また、公設医療機関において、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて記載し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者の氏名）

申請事業者の開設者（代表者）名を記載する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各省各庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長）。

全角文字を用いること。氏名の間にスペースは不要であること。

振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて記載し、氏名の間にスペースは不要であること。

(所在地)

都道府県はリストより選択する。

市区町村以下は、全角文字で記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号及び電話番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号については、市外局番から記載すること。

(例) 〒470-3231 Tel.03-1111-2222

(E-mail アドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mail アドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

2 事業所情報

(設立区分)

登録する事業所の設立主体をリストより選択すること。

① 民間 ② 国 ③ 都道府県 ④ 市区町村

特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人について、その職員は公務員としての身分を与えられているため、特定独立行政法人については②国、特定地方独立行政法人については、その設立団体に応じ③都道府県又は④市区町村を選択すること。なお、上記以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択すること。

また、指定管理者制度導入の公設医療機関については、③都道府県又は④市区町村を選択し、登録対象業務の従業者数については、全職員を外部事業者の従業者として登録すること。

(施設区分)

登録する事業所の施設区分はリストより選択する。

① 病院 ② 診療所(歯科を除く) ③ 歯科診療所 ④ 薬局 ⑤ 訪問看護ステーション ⑥ 助産所

(歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名)

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、原則的に、3(1)「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各郡市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行うこととしている。このため、この欄には登録申請する歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名を全角文字で記載すること。郡市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えない。

(事業所名)

医療機関名、施設名、支店名等を記載する。(事業者名と同一でも可。)

全角文字を用いて記載すること。

(例) ○○病院、○○クリニック、○○薬局○○支店

(所在地)

都道府県はリストより選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載すること。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号及び電話番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号は市外局番から記載すること。

(例) 〒470-3231 Tel03-1111-2222

(E-mail アドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mail アドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

3 事業の種類及び登録対象業務の従業者について

(事業の種類)

申請事業所の事業の種類について、リストより①又は②いずれかを選択する。

なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録する。

① 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業 ② 重大緊急医療提供を行う事業

(1) 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業

(病院・診療所)

登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションにおいて、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とする。

具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院等に従事する医療従事者や、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではない。）を登録対象者とする。

ただし、新型インフルエンザ等により患している患者に、新型インフルエンザ等の診断、治療等以外の医療（例えば、心筋梗塞や緑内障の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

なお、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない診療科の職員であっても、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象とする。

(歯科診療所)

病院において、新型インフルエンザ等により患し人工呼吸器を装着する患者等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）をチーム医療として実施する歯科医師、歯科衛生士等を登録対象とする。そのため、病院と連携して当該医療を実施する歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士等についても、登録対象とする。

新型インフルエンザ等により患している患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

(薬局)

薬局における登録対象者は、処方箋に基づいて新型インフルエンザ等の治療のための医薬品の調剤業務等を行う薬剤師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等）とする。

なお、本医療の提供の業務を行う事業者の登録においては、調剤業務を行っていない薬

店及びドラッグストアの従業者は登録対象とはしない。また、薬局に勤務する者であっても、一般用医薬品や日用品のみの販売等、新型インフルエンザ等治療に係る医薬品の調剤業務等に従事しない者は、登録対象とはならない。

（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションにおける登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、医師の指示の下、居宅等において新型インフルエンザの診療の補助業務等を行う看護師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な看護補助者、事務職員等とする。

なお、定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として上記に該当すれば、登録対象とする。

（２）重大緊急医療提供を行う事業

登録要領別添１の表において、重大緊急医療提供を行う事業に係る事業の種類細目の欄に該当する医療機関及び助産所において、対象業務の欄に該当する有資格者を登録対象とする。

（常勤換算）

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいう。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
- ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において１週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に１人を掛けた人数（事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。）

※ 所定勤務時間：事業所において定められている１週間の勤務時間

（例）週３日午前中だけ勤務する者

勤務する病院における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週４０時間であれば、週３日、午前中（９時から１２時までの３時間と仮定）だけ勤務している者は、３時間/日×３日÷４０時間×１人＝０.２２５（人）が常勤換算後の従業者数となる。

４ 登録対象業務の従業者数の記載方法

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の従業者数と外部事業者に所属の従業者数とを分けて記載する。

（登録対象業務の従業者数）

エクセルシートでの登録の場合、「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した人数が挿入される。自動計算されるため、記載は不要であること。

紙での登録の場合のみ「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した値を記載すること。

(うち申請事業所の従業者数)

常勤換算し、整数(小数点以下は切り上げる)で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(うち外部事業者の従業者数)

常勤換算し、整数(小数点以下は切り上げる)で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(公設医療機関)

以下の例にならい、記載すること。

① 外部事業者を活用していない場合(全従業者が公務員の場合)

登録対象業務の従業者数 : A 人

うち申請事業者の従業者数 : A 人

うち外部事業者の従業者数 : 0 人

② 外部事業者を活用している場合(公務員に加え、外部事業者の従業員が従事している場合)

登録対象業務の従業者数 : B+C 人

うち申請事業者の従業者数 : B 人

うち外部事業者の従業者数 : C 人

③ 指定管理者制度を活用している場合(公務員がいない場合)

登録対象業務の従業者数 : A 人

うち申請事業者の従業者数 : 0 人

うち外部事業者の従業者数 : A 人

5 業務継続計画

業務継続計画※(診療継続計画)を作成している場合は「業務継続計画の作成していること」欄で「○」を選択すること。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録の対象

とはならない。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

6 接種実施医療機関

病院及び診療所（歯科を除く。）が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

（覚書）

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておく必要がある。なお、登録要領別添3のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

（医療機関名）

覚書を取り交わした医療機関名を全角文字を用いて記載すること。

（例）〇〇病院

（所在地）

都道府県はリストより選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

（例）〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（郵便番号及び電話番号）

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号は市外局番から記載すること。

（例）〒470-3231 Tel.03-1111-2222

（E-mail アドレス）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mail アドレスなどでも良い。半角英数字を用いて記載すること。

特定接種に関する医療機関の登録 Q&A

問 1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

（答）新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問 2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問 3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問 4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

（答）普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない診療科の職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問 5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

（答）新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない診療科の職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型イン

フルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問 6. 助産所は登録対象となりますか。

(答) 重大緊急医療提供を行う事業として分娩を扱う助産所は登録対象となります。なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問 7. 週 3 日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問 8. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員 A さんの登録対象業務に従事する 1 週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の 1 週間当たり勤務時間（所定勤務時間）で除した数字に 1 人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週 40 時間の病院において、週 3 日、午前中（8 時から 12 時までの 4 時間と仮定）だけ勤務する A さんについて常勤換算した従業者数は、 $4 \text{ 時間} / \text{日} \times 3 \text{ 日} \div 40 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人} = 0.3 \text{ 人}$ となります。

問 9. 外部事業者も登録対象となりますか。

(答) 登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問 10. 複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

(答) 特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A 病院において週 2 日、B 病院において週 3 日登録対象業務に従事する職員は、A 病院において常勤換算した $2 \text{ 日} \div 5 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 0.4 \text{ 人}$ として登録し、B 病院においても常勤換算した $3 \text{ 日} \div 5 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 0.6 \text{ 人}$ としてそれぞれ登録してくだ

さい。

問 11. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求められるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

新型インフルエンザ等により患っている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 12. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象者となります。

問 13. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録はどのように行うのですか。

(答) 郡市区歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録をしていただくことを考えています。おおむね各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所を推薦していただきたいと考えています。

問 14. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 15. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 16. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象となりません。

問 17. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を行う病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）については、登録の対象とされています。

薬局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

問 18. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 新型インフルエンザ等により患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下で必要な診療の補助又は療養上の世話を行う者をいいます。

問 19. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問 20. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

(答) 定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多

数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。)は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B－1）に分類されます。

問 21. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

（答）事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定期間の対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くとは限りません。

新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（案）

〇〇医院

* 空欄および下線部は各医療機関の実情に応じて記載・変更。

本計画は当院「新型インフルエンザ等に関する院内対策会議」により●年●月●日に作成されたものである。

I 基本方針（未発生期からの対応）

1. 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針

新型インフルエンザ等の海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型インフルエンザ等の患者が当院にも受診する可能性があることを認識する。

また、地域医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療を受けられる体制を確保し、診療を継続するために本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請をもとに適宜本計画を変更する。

なお、診療に従事する当院職員の安全と健康に十分に配慮する。

2. 新型インフルエンザ等対策に関する院内対策会議の設置

新型インフルエンザ等に関する院内対策会議メンバー

議長 職種： 氏名	副議長 職種： 氏名
職種： 氏名	職種： 氏名

3. 意志決定体制

○新型インフルエンザ等の発生時における診療体制及びその縮小等については、対策会議で検討し議長である院長が決定する。

○院長が事故などで不在のときは、〇〇がその代理を務める。

○意思決定に必要な最新の情報については、市町村、医師会等からの通知などを参考にする。

○入手した情報は速やかに職員に周知する。

4. 業務優先度（新型インフルエンザ等発生時の縮小・休止業務、重要業務の継続方針）

A＜高 い＞：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務

B＜中程度＞：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務

C＜低 い＞：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる診療業務

A	<u>外来診療、在宅診療</u>
B	<u>緊急を要しない検査等</u>
C	<u>健診、健康教育等</u>

※院長が新型インフルエンザ等に罹患し診療業務に従事できない期間は、休診とする

5. 地域感染期における対応可能な職員リスト作成（具体的継続業務を勘案）

職種	氏名	住所	連絡先（電話等）	通勤経路	徒歩通勤の可否

6. 院内職員連絡網の作成

職種	氏名	住所	連絡先（電話等）

7. 必須医薬品、感染対策用品等のリスト作成（在庫管理の徹底）

項目	商品名	定数在庫	使用期限	取扱業者	備考 購入日、使用頻度、 優先度など
必須医薬品					
<u>抗インフルエンザウイルス薬</u>	<u>タミフル</u>				
	<u>リレンザ</u>				
	<u>イナビル</u>				
	<u>ラピアクタ</u>				
<u>迅速診断キット</u>					
感染対策用品					
<u>サージカルマスク</u>					
<u>N95 マスク</u>					
<u>手袋（プラスチック）</u>					
<u>手袋（ニトリル）</u>					
<u>擦式手指消毒剤</u>					
<u>フェイスシールド</u>					
<u>ガウン</u>					

8. 感染対策

- 新型インフルエンザ等対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを見直す。
- 患者と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する知識、個人防護具の正しい使用方法等の研修を行う。

II 海外発生期および地域発生早期の対応

1. 診療体制

- 当院の診療体制をホームページ、院内掲示物等で地域住民に周知する。
- 院内感染防止のため、受診者・利用者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、当院での受診の流れ（入り口を分ける）など来院者向けにわかりやすく院内の入り口に掲示する。

2. 新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応

（1）外来等での対応

- 新型インフルエンザ等が疑われる患者から問い合わせがあった場合、帰国者・接触者相談センター（電話_____）を紹介する。
- 受付で帰国者・接触者外来を受診すべき患者だと判断した場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接種者外来を受診するよう伝える。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は△△保健所に連絡し、追加の確定検査の可否について確認する。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者は、可能な範囲で他の患者と接しない状況下で待機させ、感染症指定医療機関へ搬送する手続きをとる。

（2）通院患者

- ① 慢性疾患患者への対応準備
 - 慢性疾患患者をリストアップし、(a)従来通りの頻度で診療すべき患者、(b)地域感染期において受け入れ能力を調整する必要がある際に診療間隔を延期できる患者に区分する。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬のファクシミリ等処方準備
 - 慢性疾患等を有する定期受診患者が受診した際には、新型インフルエンザ様症状を呈した場合にファクシミリ処方で抗インフルエンザウイルス薬を希望するかあらかじめ聴取し、患者の希望を記録しておく。

III 地域感染期の対応

1. 新型インフルエンザ等患者への対応

- 軽症者を中心に、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。重症化が考えられる患者については、早急に△△病院を紹介する。
- 通常の院内感染対策に加え、待合室・診察室において新型インフルエンザ等の患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。
- 新型インフルエンザ等が疑われる患者を空間的・時間的に分離する。

2. 定期通院患者への医療提供の確保

- ① 慢性疾患患者の地域感染期における診療
 - 病状が安定し長期処方が可能な患者への長期処方を実施する。
 - 在宅診療継続のための訪問頻度や回数を調整する。
 - 在宅診療について連携している〇〇医院と往診患者のリストを共有し、地域における在宅診療の継続について努める。
 - ファクシミリ処方を開始する。
- ② その他
 - 優先業務を決定する。

3. 職員への対応

(1) 職員の健康管理と安全確保

- 職員への感染予防のため、必要に応じ个人防护具を適切に使用する。
- 手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- 職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに院長に連絡する。
(原則として職員本人が感染した場合は病気休暇(病休)として取り扱う。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、院長の判断で休ませる。)
- 院長は、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した職員に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 特定接種開始後速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

(2) 職員体制の見直し

*下記はあくまでも参考として表示。

- 診療所の機能維持のために、職員の兄の学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時対応について逐次検討する。
- 地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先診療業務(A～C)について検討し、当院の職員体制を見直す。

(3) 地域住民/通院患者への情報周知

① 通院患者への情報周知

- 新型インフルエンザ等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品(マスク、手袋)の使い方等、感染拡大防止対応を通院患者に周知する。
- 当院における新型インフルエンザ等患者の診療方針を院内掲示等により周知する。

(4) 事務機能の維持

- 各種物品の調達や医療機器のメンテナンスの確認、一般電話対応等、診療業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。
- 臨時職員、業務委託会社の職員も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要な対応を優先的に行う。
- 外部委託している業務については、新型インフルエンザ等の地域感染期の対応について当院の受託業者と事前に対応を打ち合わせする。

新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（案）

日医診療所

本計画は当院「新型インフルエンザ等に関する院内対策会議」により平成25年11月18日作成されたものである。

I 基本方針（未発生期からの対応）

1. 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針

新型インフルエンザ等の海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型インフルエンザ等の患者が当院にも受診する可能性があることを認識する。

また、地域医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療をうけられる体制を確保し、診療を継続するために本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請をもとに適宜本計画を変更する。

なお、診療に従事する当院職員の安全と健康に十分に配慮する。

2. 新型インフルエンザ等対策に関する院内対策会議の設置

新型インフルエンザ等に関する院内対策会議メンバー

議長 職種：医師（院長） 氏名 日医太郎	副議長 職種：准看護師 氏名 日医花子
職種：事務職員 氏名 日医一郎	職種： 氏名

3. 意志決定体制

○新型インフルエンザ等の発生時における診療体制及びその縮小等については、対策会議で検討し議長である院長が決定する。

○院長が事故などで不在のときは、日医花子がその代理を務める。

○意思決定に必要な最新の情報については、市町村、医師会等からの通知などを参考にする。

○入手した情報は速やかに職員に周知する。

4. 業務優先度（新型インフルエンザ等発生時の縮小・休止業務、重要業務の継続方針）

A＜高 い＞：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務

B＜中程度＞：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務

C＜低 い＞：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる診療業務

A	外来診療、在宅診療
B	緊急を要しない検査等
C	健診、健康教育等

※院長が新型インフルエンザ等に罹患し診療業務に従事できない期間は、休診とする

5. 地域感染期における対応可能な職員リスト作成（具体的継続業務を勘案）

職種	氏名	住所	連絡先（電話等）	通勤経路	徒歩通勤の可否
医師	日医太郎	文京区本駒込 2-28-16	03-3946-2121	徒歩 5 分	可
准看護師	日医花子	同上	同上	徒歩 5 分	可
事務職員	日医一郎	同上	同上	徒歩 5 分	可

6. 院内職員連絡網の作成

職種	氏名	住所	連絡先（電話等）
医師	日医太郎	文京区本駒込 2-28-16	03-3946-2121
准看護師	日医花子	同上	同上
事務職員	日医一郎	同上	同上

7. 必須医薬品、感染対策用品等のリスト作成（在庫管理の徹底）

項目	商品名	定数在庫	使用期限	取扱業者	備考 購入日、使用頻度、優先度など
必須医薬品					
抗インフルエンザウイルス薬	タミフル	200	平 27.10	〇〇卸	
	リレンザ	100	平 27.6	同上	
	イナビル	100	平 27.6	同上	
	ラピアクタ	100	平 27.6	同上	
迅速診断キット		50	平 27.1	△卸	
感染対策用品					
サージカルマスク		50		××卸	
N95 マスク		50		同上	
手袋（プラスチック）		50		同上	
手袋（ニトリル）		50		同上	
擦式手指消毒剤		10		同上	
フェイスシールド		10		同上	

8. 感染対策

- 新型インフルエンザ等対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを見直す。
- 患者と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する知識、個人防護具の正しい使用方法等の研修を行う。

II 海外発生期および地域発生早期の対応

1. 診療体制

- 当院の診療体制をホームページ、院内掲示物等で地域住民に周知する。

- 院内感染防止のため、受診者・利用者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、当院での受診の流れ（入り口を分ける）など来院者向けにわかりやすく院内の入り口に掲示する。

2. 新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応

（1）外来等での対応

- 新型インフルエンザ等が疑われる患者から問い合わせがあった場合、帰国者・接触者相談センター（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）を紹介する。
- 受付で帰国者・接触者外来を受診すべき患者だと判断した場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接種者外来を受診するよう伝える。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は文京保健所に連絡し、追加の確定検査の可否について確認する。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者は、可能な範囲で他の患者と接しない状況下で待機させ、感染症指定医療機関へ搬送する手続きをとる。

（2）通院患者

- ① 慢性疾患患者への対応準備
 - 慢性疾患患者をリストアップし、(a)従来通りの頻度で診療すべき患者、(b)地域感染期において受け入れ能力を調整する必要がある際に診療間隔を延期できる患者に区分する。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬のファクシミリ等処方の準備
 - 慢性疾患等を有する定期受診患者が受診した際には、新型インフルエンザ様症状を呈した場合にファクシミリ処方抗インフルエンザウイルス薬を希望するかあらかじめ聴取し、患者の希望を記録しておく。

Ⅲ 地域感染期の対応

1. 新型インフルエンザ等患者への対応

- 軽症者を中心に、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。重症化が考えられる患者については、早急に日医病院を紹介する。
- 通常の院内感染対策に加え、待合室・診察室において新型インフルエンザ等の患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。
- 新型インフルエンザ等が疑われる患者を時間的に分離する。

2. 定期通院患者への医療提供の確保

- ① 慢性疾患患者の地域感染期における診療
 - 病状が安定し長期処方が可能な患者への長期処方を実施する。
 - 在宅診療継続のための訪問頻度や回数を調整する。
 - 在宅診療について連携している〇〇医院と往診患者のリストを共有し、地域における在宅診療の継続について努める。
 - ファクシミリ処方を開始する。
- ② その他
 - 優先業務を決定する。

3. 職員への対応

（1）職員の健康管理と安全確保

- 職員への感染予防のため、必要に応じ个人防护具を適切に使用する。
- 手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- 職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに院長に連絡する。
（原則として職員本人が感染した場合は病気休暇（病休）として取り扱う。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、院長の判断で休ませる。）
- 院長は、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した職員に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 特定接種開始後速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

（２）職員体制の見直し

＊下記はあくまでも参考として表示。

- 診療所の機能維持のために、職員の児の学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時対応について逐次検討する。
- 地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先診療業務（Ａ～Ｃ）について検討し、当院の職員体制を見直す。

（３）地域住民/通院患者への情報周知

① 通院患者への情報周知

- 新型インフルエンザ等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品（マスク、手袋）の使い方等、感染拡大防止対応を通院患者に周知する。
- 当院における新型インフルエンザ等患者の診療方針を院内掲示等により周知する。

（４）事務機能の維持

- 各種物品の調達や医療機器のメンテナンスの確認、一般電話対応等、診療業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。
- 臨時職員、業務委託会社の職員も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要な対応を優先的に行う。
- 外部委託している業務については、新型インフルエンザ等の地域感染期の対応について当院の受託業者と事前に対応を打ち合わせする。